

## 別記 3 [保安距離]

### 1 保安対象物及び保安距離

保安対象物及び保安距離は、次によること。

(1) 住居の用に供するもの 10m以上 (政令第9条第1項第1号イ抜粋)

- ① 「住居の用に供するもの」とは、次の(2)から(4)までに掲げるもの以外の建築物及びその他の工作物で、製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、作業所併用住宅等（他用途併用住宅は全体が1の保安対象物となる。）をいう。 (政令第9条第1項第1号イ抜粋) (\*\*)

しかし、製造所の存する敷地と同一の敷地内に設けるものであっても、防災上の観点からできるだけ安全な場所を選定し、かつ、できる限り相互の距離を保つべきである。

- ② 「その他の工作物」とは、廃バス、台船等の住居に用いられているものをいう。 (\*\*\*)

- ③ 宿直室、住宅敷地内倉庫については、住居の用に供するものではない。 (昭和37年4月6日付自消丙予発第44号質疑)

(2) 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設 30m以上 (政令第9条第1項第1号ロ抜粋)

- ① 「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物（学校の場合は教室のほか体育館、講堂等、病院の場合は病院のほか手術室、診療室等）をいい、付属施設（倉庫、ボイラー等）とみなされるものは含まない。 (\*\*\*) (\*\*)

また、百貨店は、学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設に該当しない。

(昭和51年9月22日付消防危第56号質疑)

- ② 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。 (規則第11条第1号)

なお、健全な成人又はそれに近い学生を収容する大学や各種学校は除かれる。

- ③ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの）をいう。 (規則第11条第2号抜粋)

- ④ 「劇場」とは、劇場、映画館、演芸場、公会堂、その他これらに類する施設で、300人以上の人員を収容することができるものをいう。 (規則第11条第3号)

なお、その他これらに類する施設とは、観覧場、集会場等をいう。 (\*\*\*)

- ⑤ 「その他多数の人を収容する施設」とは、次の施設等で20人以上の人員を収容することができるものをいう。 (規則第11条第1項第4号抜粋)

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設

- カ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校
- キ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第4項（第4号を除く。）に規定する特定民間施設
- ク 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第28項に規定する地域活動支援センター又は同条第29項に規定する福祉ホーム

**(3) 重要文化財等の建造物 50m以上 (政令第9条第1項第1号ハ)**

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物

**(4) 高圧ガス施設等 20m以上 (政令第9条第1項第1号ニ抜粋)**

高圧ガス施設等とは、高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設で、つぎに定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）とする。  
(規則第12条抜粋)

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下、(4)において「水素等供給等促進法」という。）第12条第1項の規定により、経済産業大臣の承認を受けすることができる高圧低炭素水素等ガス（水素等供給等促進法第12条の高圧低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。）の製造のための施設を含む。）（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第12号又は液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第9号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあっては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この①において同じ。）及び高圧ガス保安法第5条「第2項第1号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高圧ガスの製造のための施設であって、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日30立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をするもの。

(規則第12条第1号)

「移動式製造設備が常置される施設」とは、いわゆる高圧ガスのバルクローリーのよう移動式製造設備及び高圧ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等を指すものである。  
(平成10年3月4日付消防危第19号)

- ② 高圧ガス保安法第16条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所（水素等供給等促進法第17条第1項の規定により、経済産業大臣の承認を受けすることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第17条の2の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（高圧ガスの製造のための設備が、移動式製造設備である高圧ガスの製造のための施設により高圧ガスの貯蔵がなされる場合を含む。（平成10

- 年 3 月 4 日付消防危第 1 9 号) (規則第 1 2 条第 2 号)
- ③ 高圧ガス保安法第 2 4 条の 2 の規定により、都道府県知事に届け出なければならない  
液化酸素の消費のための施設 (規則第 1 2 条第 3 号)
- ④ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 4 2 年法律第 1 4 9  
号) 第 3 条第 1 項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければな  
らない販売所で 3 0 0 kg 以上の貯蔵施設 (規則第 1 2 条第 4 号)
- (5) 特別高圧架空電線 (政令第 9 条第 1 項第 1 号ホ・ヘ抜粋)
- ① 使用電圧が 7, 0 0 0 V をこえ 3 5, 0 0 0 V 以下のもの。 水平距離 3 m 以上
- ② 使用電圧が 3 5, 0 0 0 V をこえるもの。 水平距離 5 m 以上

## 2 保安距離の起算点

保安距離の起算点は、次によること。

- (1) 保安距離は、水平距離によるものであり、当該距離の起算点は保安対象物から当該製造  
所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間の距離をいう。  
(政令第 9 条第 1 項第 1 号抜粋) (\*\*)
- 「これに相当する工作物の外側」とは、当該製造所のエリアの外側とする。  
(\*\*\*)
- (2) 軒、ひさし、その他これらに類するものの下部の用途が危険物の積みおろし等の作業を  
しない場所であって建築物の外側からの水平距離が 1 m 未満のものは、起算点を当該建築  
物の外壁からとし、1 m 以上のものは、用途にかかわらず軒、ひさし等その他これらに類  
するものの端から起算すること。  
なお、回廊等についても同様の扱いとする。 (\*\*\*)
- (3) 屋外タンク貯蔵所にあつては、タンクの側板外面 (タンク本体の附属設備 (マンホール  
等)、保温材等を除く。) から測定するものとする。 (\*\*\*)
- (4) 学校との保安距離は、学校敷地又はグラウンドに砂場、鉄棒等がある場合には、敷地境界  
線ではなく、児童、生徒等を収容する建築物等自体から保安距離を測定する。  
(昭和 3 7 年 4 月 6 日自消丙予第 4 4 号質疑)
- (5) 保安対象物の測定点にあつては、原則として、上記 (1) から (3) に準じること。  
(\*\*\*)

## 3 保安距離の特例 (政令第 9 条第 1 項第 1 号ただし書)

- (1) 認定保安距離  
政令第 9 条第 1 項第 1 号ただし書を適用する場合は、つぎの①、②による場合とし、市  
町村長等が定める距離は、個々の事案について決められものである。 (\*\*\*)  
なお、運用にあつては別添 1 (認定保安距離の運用) によること。
- ① 既設の製造所そのものに変更がなく、当該製造所の周辺に後から保安対象物が設置さ  
れた場合。
- ② その他市町村長等が認めた場合。
- (2) 認定保安距離以外の場合  
認定保安距離によらず政令第 2 3 条を適用して保安距離の特例が認められる場合は、次  
に掲げる場合とする。
- ① 政令第 9 条第 1 項第 1 号ニに定める施設と同一敷地内にあり、かつ、これらと工程上  
不可分な場合。  
(昭和 3 7 年 4 月 6 日自消丙予第 4 4 号質疑)

工程上不可分な場合とは、製造所における危険物の製造又は取扱い工程において、危険物及び高圧ガスが混在する場合とする。 (\*\*\*)

- ② 製造所及び一般取扱所は政令第9条第1項第1号ニに定める施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、緩和することができる。

なお、位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合の例としては次の場合が考えられる。

ア (ア)及び(イ)に適合している場合

(ア) 主な工程が連続していること。

(イ) 施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。なお、新たに隔壁を設置（保有空地内への設置は認められないこと。）する場合においては、既設の消火設備で有効に包含できなくなる部分が生じないようにする必要があること。

イ 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。

(平成13年3月29日消防危第40号)

- ③ 製造所が政令第9条第1項第1号ロからへ（ニは除く。）までに掲げる建築物又は工作物と同一敷地内にあり、かつ、これら不可分の工程又は取り扱う場合。

(昭和37年4月6日自消丙予第44号質疑)

## 別添 1 認定保安距離の運用

### 1 政令第9条第1項第1号ただし書の規定の運用について (\*\*\*)

製造所及び製造所周圍の地形その他の状況から判断して、次の(1)及び(2)に定める位置及び構造の防火塀等を設ける場合は、政令第9条第1項第1号イからハまでに掲げる建築物又は工作物（以下「認定保安対象物」という。）について、その定められた保安距離を減ずることができる。

この場合において減ずることができる距離は、指定数量の10倍以下の製造所にあつては保安距離の $1/2$ 以下、指定数量の10倍を越える製造所にあつては保安距離の $1/3$ 以下とする。

#### (1) 防火塀等の位置及び構造

防火塀等の位置及び構造は、原則として、次の例によること。

##### ① 防火塀の設置位置

設置位置は、製造所の保有空地外とすること。

##### ② 防火塀の構造

構造は、耐火構造とするか、又は不燃材料で造り、かつ、耐風対策を考慮したものであること。

##### ③ 防火塀の高さ

高さは、認定保安対象物への延焼を防止できる所要の高さとし、最低2mの高さは確保すること。

なお、高さの算定方法は、次によること。

(\*\*)

図1 防火塀の高さの算定に係るモデル図

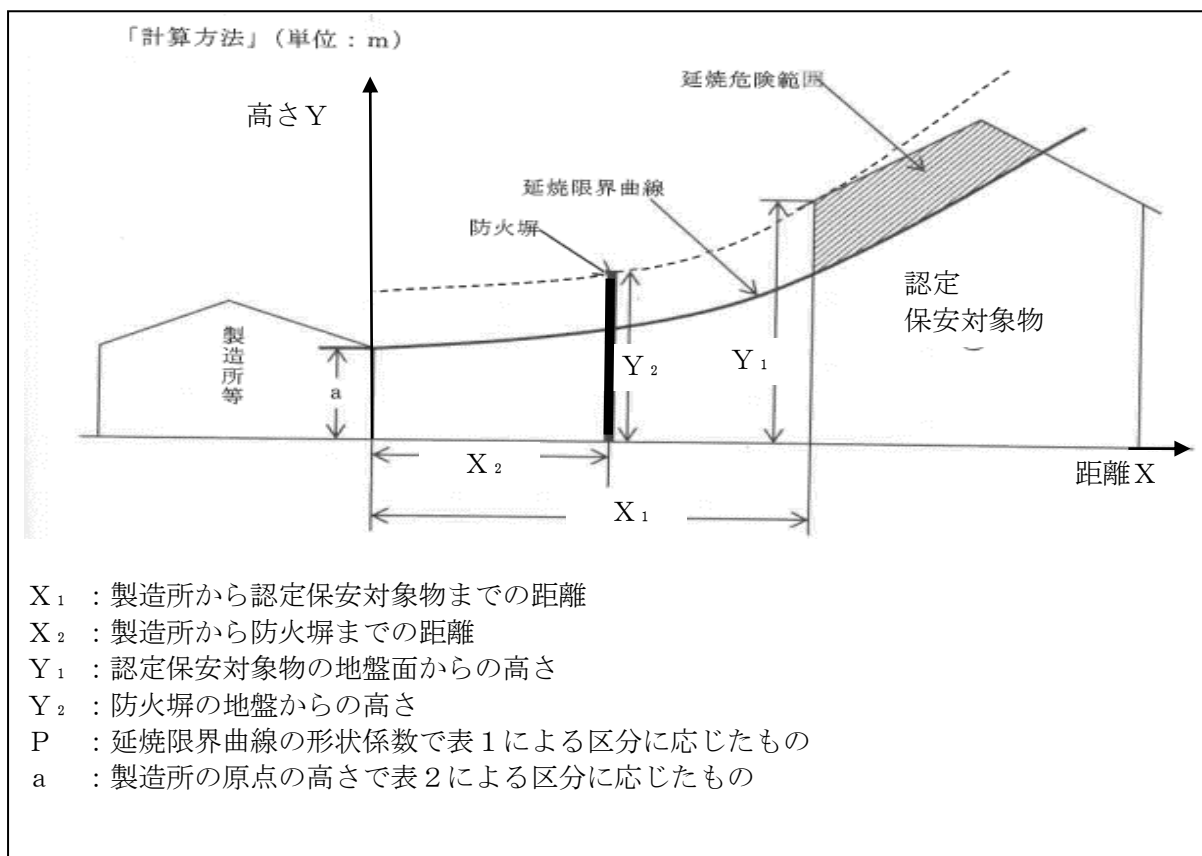


図1において

ア  $Y_1 \leq P X_1^2 + a$  のとき

認定保安対象物が延焼限界外となるので、防火塀の高さは2mでよい。

イ  $Y_1 > P X_1^2 + a$  のとき

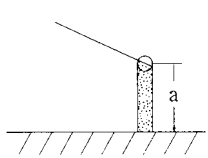
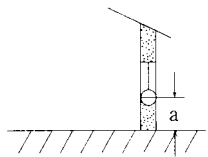
認定保安対象物が延焼限界内となるので、防火塀の高さは次式によって求める  $Y_2$  の値以上の高さとする。なお、 $Y_2$  の値が2m未満の場合は2m以上とすること。

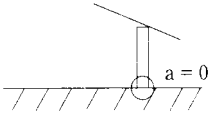
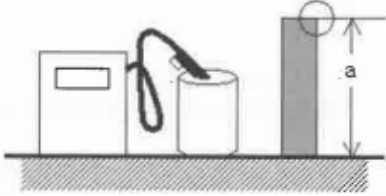
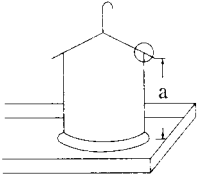
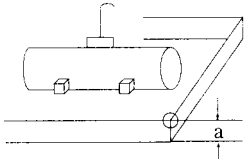
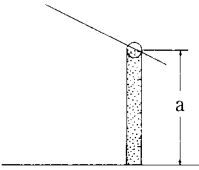
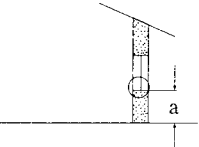
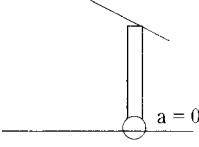
$$Y_2 = Y_1 - P (X_1^2 - X_2^2)$$

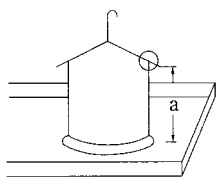
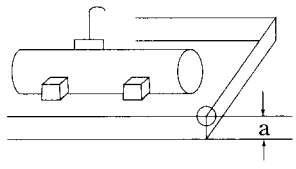
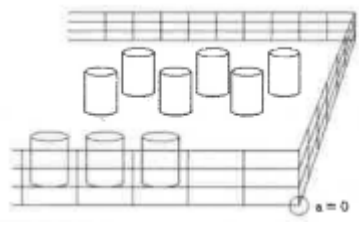
表1 延焼限界曲線の形状係数

区 分	Pの数值
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、学校、文化財等の建築物が裸木造のもの</li> <li>住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けていないもの</li> </ul>	0.04
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造（耐火構造を除く）で製造所等に面する部分の開口部に防火設備を設けているもの</li> <li>住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備（特定防火設備を除く）を設けているもの</li> </ul>	0.15
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に特定防火設備を設けているもの</li> </ul>	$\infty$

表2 製造所等の原点の高さ

区 分	原 点 の 高 さ	備 考
製造所・一般取扱所		壁体が耐火構造で造られ対隣建物に面する側に開口部のないもの、又は開口部に特定防火設備があるもの
		壁体が耐火構造で造られ開口部に特定防火設備がないもの

区分	原点の高さ	備考
製造所・一般取扱所		壁体が耐火構造以外のもので造られているもの
		詰替場その他の工作物等
		屋外にある取扱タンクで縦型のもの
		屋外にある取扱タンクで横置型のもの 原点位置は、防油堤の上部とする。ただし、タンク内の蒸気を上部に放出する構造のものはタンク頂部とする。
屋内貯蔵所		壁体が耐火構造で造られ対隣建物に面する側に開口部のないもの、又は開口部に特定防火設備があるもの
		壁体が耐火構造で造られ開口部に特定防火設備がないもの
		壁体が耐火構造以外のもので造られているもの

区分	原点の高さ	備考
屋外タンク貯蔵所		縦型のもの
		横置型のもの、原点位置は、防油堤の上部とする。ただし、タンク内の蒸気を上部に放出する構造のものはタンク頂部とする
屋外貯蔵所		

④ 壁体と防火塀の共用

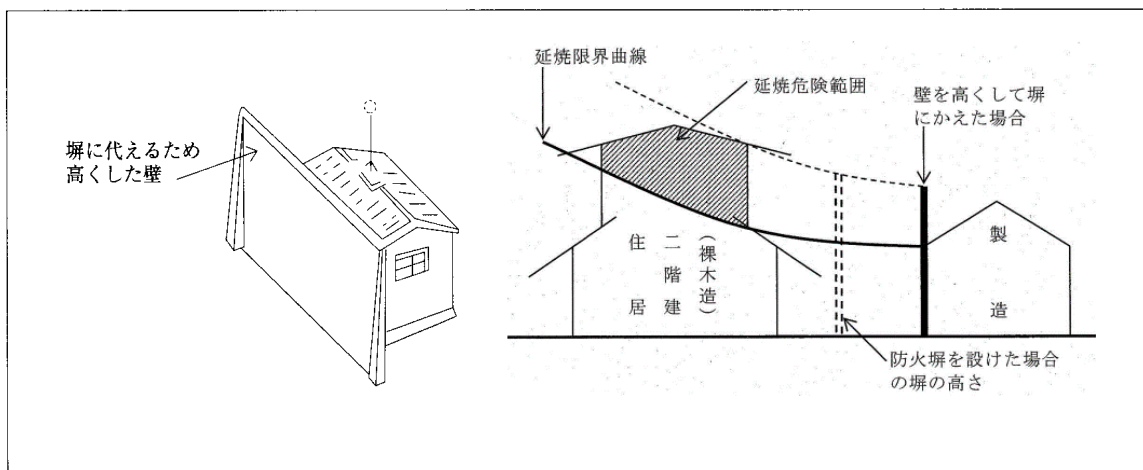
(\*\*)

製造所の保安距離に関し、壁を高くすることにより、防火塀を設けた場合と同様な効果を得られる場合は、製造所の壁をもって、塀を兼ねることができる。

なお、当該製造所の壁は、開口部を有しない耐火構造とすること。

また、この場合、防火塀の高さの算定式中、製造所と防火塀との間の距離 $X_2$ は0とする。

図2

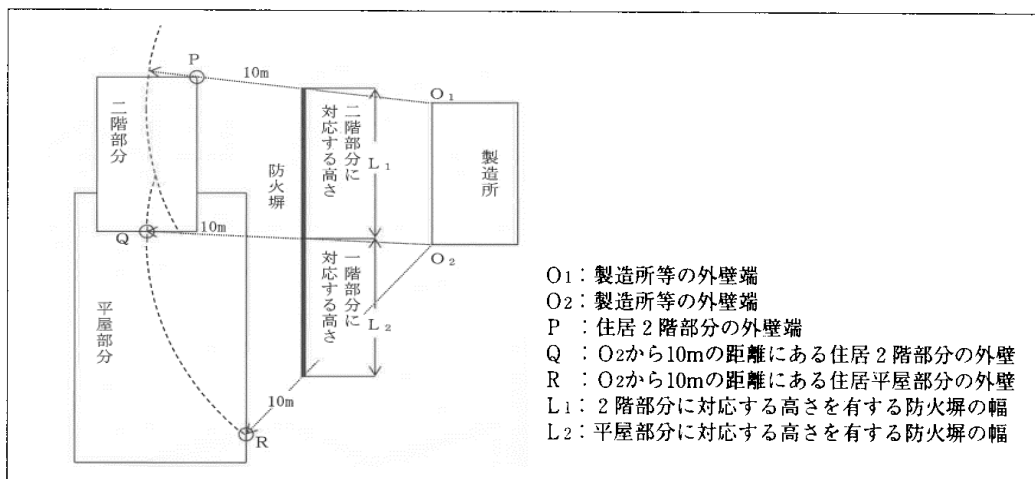


⑤ 防火塀の幅

防火塀の幅は、延焼を防止することができる所要の幅を確保すること。

防火塀の幅の算定方法は、下図のように製造所の外壁の両端 $O_1$ 、 $O_2$ から10m（住居に対する場合）の円を描き保安距離に接触する対隣建物の角P、弧との交点Q、Rを求め $O_1$ とP、 $O_2$ とQ及びRをそれぞれ直線で結び、対隣建物の構造に対する防火塀の幅 $L_1$ 、 $L_2$ を求める。 (\*\*)

図 3



(2) 消火設備の増強

上記(1)による対応のほか、当該施設に次の消火設備を増強すること。

- ① 当該製造所が第5種消火設備を必要とする場合は、第4種消火設備を1個以上増強すること。
- ② 当該製造所が第4種消火設備を必要とする場合は、第1種又は第2種若しくは第3種消火設備（以下「固定消火設備」という。）のうち当該製造所の火災に適応する固定消火設備を設けること。
- ③ 当該製造所が固定消火設備必要とする場合は、第4種消火設備を半径30mの円の面積内に1個以上増設すること。